

近畿税理士会

発行 平成16年1月

泉大津支部だより 16年新春号

No.1 1

発行/近畿税理士会泉大津支部 支部長 林 武史

泉大津市東豊中町3-16-1 大安ビル3F TEL 0725-45-2534

編集委員/原 正人・高岩 弘至・石谷 秀志・岩間 新吾・森福 清和・山口 秀美・辻 公平

いよいよ電子申告元年・e-TAX

近畿税理士会泉大津支部 副支部長

(情報化対策委員会担当) 延時 隆



今年16年から電子申告ができる。いわば電子申告元年である。インターネットの世界は、いま、熟成した時だから、送信者・受信者との双方向性ある情報のやりとりが活発である。国税申告の世界でも、いよいよという感である。電子申告等は、書面による申告書持参・送付という提出方法に加え、電子データの形態でインターネットを通じて送信するという提出方法の選択肢を納税者等に提供されたものである。そうした双方向性あるアクセスはセキュリティが確保されるかぎり、時と空間とコストを合理化させるものとなりうる。電子情報の活用を、会計・税務の世界にあてはめたものが、e-TAXである。

従来、国税庁ホームページから各種申請書・届出書をダウンロードできており、書面としての届出書がストック切れしたとき、プリントアウトすることで便利であった。また、15年春には、所得税確定申告書が国税庁ホームページ上で作成でき、ダウンロードして印刷作成することも可能になっていた。それらは、書面による申告書等の作成である。そうした国税庁・国税局のダウンロードは、もちろん、すべて、泉大津支部ホームページのリンク集からアクセスすればできる。

e-TAXでは、納税者等の選択により、申告・納税手続、申請・届出等の手続のいずれでも可能となった。所得税・法人税及び消費税の申告のほか、青色申告承認申請等の申請、納税地の異動等の届出もできる。大阪局管内では、16年6月1日からそうした手続きができ、法人は16年6月末に申告期限が到来する申告から対象となる。一部の届出等は16年9月からとなる。

e-TAXを利用できるのは、当面、納税者と税理士業務を行う税理士等に限定されている。当面とはいつまでか。e-TAXを利用する税理士の割合が低ければどうなるか。他の資格、ソフト業者にまで利用拡大される可能性はないとはいえない。権限は当然でなければならない。その権限は大事に守られなければならない。税理士としては、単にe-TAXの世界だけの問題とはいえなくなる。そのためにも、積極的に電子データの活用、e-TAXを利用したい。

電子情報の活用は、多様性がある。その活用の幅は広がる。必要な情報は、有用な検索のツールさえ持ち合わせていれば、探索の精度が高まり、情報源を探し出し、入手可能である。それによって想定した課題・問題解決の端緒が見出され、情報の統合と組織化で、相当程度の成果が得られる。

そうした成果と並び、電子情報の活用の一環としてのe-TAXを利用したい。

最後に、手前味噌。わが泉大津支部ホームページには、情報の提供・探索のツールを用意している。ニュース速報版としてのWhat's New、ニュース・トピックス、リンク集はかなり充実している。どんどん利用していただきたい。



1面 いよいよ電子申告元年・e-TAX

2面 新年のご挨拶

3面 便利になること

3面～4面

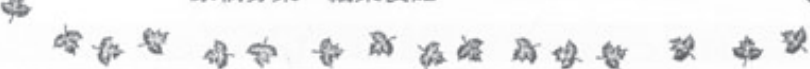
戸籍のお話し

5面～7面

第10回誌上研修—証券税制

8面 告知板・会員異動・新会員自己紹介・

原稿募集・編集後記



新年のご挨拶

泉大津税務署

副署長 中谷 英適



新年あけましておめでとうございます。

近畿税理士会泉大津支部の会員の先生方には、清々しく新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

早いもので、昨年7月の人事異動により、泉大津税務署に参りまして、半年が経過しました。

この間、先生方には税務行政全般にわたりまして、深い御理解と温かい御支援を賜り、厚く御礼申し上げますとともに、本年も引き続きよろしくお願いいたします。

昨年は「未年」の「未」が表すように、「未（いま）だにデフレ克服できず」とか「自衛隊のイラク派遣時期は未（み）確定」といった、政治経済面で不安定な一年であったかと思えます。

さて、本年「申年」はどんな一年になることでしょうか。我が国経済を見ますと、設備投資は増加し、企業収益は改善が続いており、景気は持ち直していると言われていますが、当署管内の状況は、決して回復局面に入っているとは言える状況ではありません。長引く不況の中、早期のデフレ克服と金融・資本市場の安定が待ち望まれる次第です。

また、間もなく、平成15年分所得税の確定申告等の時期が参ります。本年も自書申告のより一層の定着と申告書の早期提出に取り組んでいくとともに、納税者利便の向上を図るため、2月の22日と29日の日曜日の閉庁日対応に向けて準備を進めています。

先生方におかれましても、例年どおり、地区相談所等での力強い御支援並びに税務援助対象者等に対する税務指導や関与先納税者の適正申告等について、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

更に、先生方にとって関心の高い国税電子申告・納税システムが、2月から名古屋国税局において運用を開始し、6月には全国運用を控えて、大変忙しい1年を想像する次第です。

最後になりましたが、近畿税理士会泉大津支部のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝・御事業の御繁栄を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012
大阪市中央区谷町1丁目5番4号
TEL (06) 6941-6888
FAX (06) 6947-2800
URL: <https://nl.vpo.tenics.or.jp/vnfs/>

保険

阪奈横立年金、VIP大型総合保障制度、全税共年金
所得補償、総合事業保障プラン、小規模企業共済
ゴルフアース保険、自動車保険

金融・カード

税理士（マーク入り）カード、住宅ローン
自動車ローン

不動産

トリニテシステム（相続対策）、不動産情報（売買、仲介）
戸建住宅、ビルの賃貸

販売あっせん

業務関連用品、パソコン関連、オフィス家具
紳士・婦人服イージーオーダー
健康食品（プロポリス、カキ肉エキス）
チタン製印鑑、ガソリン、墓石、霊園

その他

報酬自動支払制度、ゴルフ会員権
（株）公益社、リース関連、人材派遣
セキュリティ、コーヒーマシン・バーレナル
保護施設

便利になること

辻 公平

昔、よく祖父や川上先生、友達などと旅に出ました。今まで見たこともない風景や人と出会えることが楽しみでした。

気動車が走る単線の路線は、上下線がすれ違うために駅で対向車を待たなければなりません。ある区間通るためには、針金を何重にも巻きつけて出来た○状の物（「輪っか」）を通行する気動車が持たなければなりません。駅を通過する時、車掌がホームにあるアンテナのようなものに、その「輪っか」を投げ入れるのです。投げ入れられた「輪っか」は反対側に向かう車掌が持ち、次の対向車とすれ違う駅でその「輪っか」を投げます。子供の頃、走る気動車から身を乗り出して「輪っか」を投げる車掌さんがとても格好よく映りました。気動車の中の有り余る時間を、弁当やちくわなど、通過する地方の名産で口を動かして続け、目的地の駅に着きます。温泉駅に着くと、旅館のはっぴを着た人達が自らの旅館の名前を記した旗を持ち、待ち構えています。あらかじめ予約をして駅に降り立った人は少数派で、多数の人達は駅の中で旅館の人達と値交渉を始め、商談成立すると旅館のマイクロバスに乗るのです。駅の中での値交渉を子供の私が見ても、活気のある(躍動的な)風景に映りました。

何年か前に椿という温泉に行ったのですが、気動車が電車になり、単線が複線になっていました。駅に着くと、誰も居ません。誰一人居ないのです。タクシーも白浜から電話して呼びました。旅に面白みを感じなくなりました。気動車が電車になり単線が複線になる。新幹線や高速道路が延伸され、昔は旅と思っていた所がどんどん近くなっていきます。椿に限らず四国や東北や九州も。確かに時間は短縮されました。しかし今は、どこに行っても同じような風景です。コンビニがあり、ファミレスがあり。昔のように出会う人々の活気(躍動感)をどこにも感じられなくなって、どこに行っても大阪の自分の生活環境と変わらなくなりました。四国に橋を3本通して、本当に四国はよくなったんだろうか。都会の近郊と同じような面白みのない風景を日本全国に作り出しているだけの様な気がしてなりません。

一方、便利になることの恩恵を最大限に享受している自分が居ます。PCとネットがなければ生きていけないんじゃないかと思うほどデジタルなものにはまっています。

「部品の相性が・・・」などとマニアックな独り言を言いながら自作PCを作っている場合ではなく、アナログなものをもっと大切にしないといけない。と「こころの窓」原稿を書きながら、今日一日、自作PCに費やしたことを反省しました。

戸籍のお話し

高岩 弘至

相続税の事案を受けた際、何よりも最初に知らなければならないのは、亡くなられた方の相続人は誰か。そして何人か。ということでしょう。

そこで、必要となるのが“戸籍謄本”。

戸籍謄本の請求は、他人へのプライバシーが不当に侵害されることのないよう規制されているなか、税理士は、職務上必要になる者であることから『職務上請求書』をもって、他人である依頼者の戸籍謄本を入手することが可能です。

そこで、戸籍の根本的なお話しを調べてみました。

現在の戸籍の基本

昭和22年の民法改正によって家督相続という制度がなくなり、現在の相続制度になったことは皆さんご存知ですね。

現在の戸籍制度は、家族単位、すなわち夫婦とその子が一つの単位となって構成されています。子が婚姻したり、婚姻をしないで孫を産んだ場合は、子について新戸籍が編製され、従前の戸籍から除かれます。親・子・孫が一つの戸籍に入ることはありません。これを、三代戸籍禁止の原則といいます。

戸籍の検索方法

日本には、同姓同名の方が何人か存在していると聞きますが、戸籍では、正確な検索を行うため「本籍と筆頭者」の両方で検索をおこなって、膨大な戸籍の中から一人を特定してくれます。当然、筆頭者がなくなったとしても、筆頭者は変わることはありません。

よって、被相続人が、筆頭者でないような場合には、本籍地と筆頭者を調べておかないと、役所で何時間もかかってしまうことがありますのでご注意ください。

被相続人の死亡記事のある戸籍謄本がでてくれば、後は、身分事項欄に「……戸籍から入籍」と書かれている住所（本籍）と名前（筆頭者）を辿っていけばこの方の出生記事が書かれた戸籍謄本まで揃います。

戸籍様式の変遷

昭和22年の民法改正でできた戸籍が「昭和23年式戸籍」。でも、それまでの戸籍が実際に改正されたのは、昭和32年頃です。

その前には、

明治5年式戸籍 一般に壬申戸籍といわれ、戸籍の単位は「戸」で、本籍は住所地とされていたため現在の住民票の役割もあった。

除籍についての80年の保存期間を過ぎているものが多く、また、族称、職業、寺、氏神なども記載されており、人権上も問題ですので、現在では、厳重に封印のうえ保管されていていっさい公開されません。

明治19年式戸籍 屋敷番制度ではなく地番制度が採用され、除籍制度が設けられた。

明治31年式戸籍 旧民法で「家制度」が制定され「家」が戸籍編成の単位となった。

「身分登記簿」制度が設けられた。

大正4年式戸籍 「身分登記簿」を廃止したことによって、記載内容が詳細になった。

戸籍に関する帳簿

ここでは、代表的なものとして、戸籍簿、除籍簿、戸籍の附票の三つを説明します。

戸籍簿には、各人の戸籍が綴られています。

除籍簿には、戸籍に記載されている人の全員が結婚や死亡などで除かれた戸籍、または、町外へ転籍になった戸籍が綴られたものです。そこに記載されている者が申請する場合や相続の調査に必要な場合以外には、原則として公開されていません。

戸籍の附票は戸籍と住民票との関連をつけるためにもうけられた帳簿であり、これによって、戸籍に記載されている者が現在どこに居住しているかを知ることができます。

また、申請用紙には、改製原戸籍という文字があります。

改製原戸籍とは、上記のように明治時代の初めに全国統一の戸籍が生れてから現在までに何回かの改正を行い、全面的に戸籍の書き換えが行われました。この書き換えられる前の戸籍のことを改製原戸籍といいます。

平成6年に、それまでの紙戸籍を綴って戸籍簿として管理していたものをコンピューターのデータとして管理してもよいことになったので、戸籍の電算化が行われた市区町村では、紙戸籍がすべて改製原戸籍ということになります。

電算化された戸籍謄本

電算化された戸籍謄本のことを「戸籍全部事項証明」といいます。

電算化される前の戸籍は、紙に縦書きで、数字も老式参拾となっていますし、通常、タイプで打たれたものが多いですが、たまに古いものになりますと真っ黒な筆文字で「何書いてんの～」と叫びながら読まなければいけないものもありました。しかし、一つの文章で記載されていますので、案外、内容は把握しやすいものでした。

電算化されたものは、横書きで、完全に箇条書きになっていますので、流れがつかみにくく、逆に、読みにくいような気がします。慣れていないからでしょうか。皆さんは如何ですか。

ちなみに、戸籍抄本は、「個人事項証明」となっていますのでご参考まで。

(1/3)

今回は、確定申告を目前に控えもう一度確認しておくべき平成15年度税制改正のうち有価証券譲渡益課税等にポイントを絞り次の表に整理してみました。

・株式譲渡益課税

課税制度(旧措法37の10①)		平成15年分より源泉分離課税が廃止され、申告分離課税に一本化される。 例外として、特定口座制度がある。	
長期所有上場特定株式等の100万円特別控除の廃止(旧措法37の10⑥) 一部例外(所法等改正法附則77③)		平成13年10月1日から平成17年12月31日までの間に限る措置として講じられてきたが、平成15年分以後廃止される。 ただし、平成15年4月1日前に死亡した者、同日前に平成15年分の所得税につき出国による確定申告書を提出した者及び同日前に平成15年分の所得税につき国税通則法の規定による決定を受けた者については、従来どおり適用される。	
税率の特例	区 分		平成15年1月1日～平成19年12月31日
	上 場 株式等	証券業者を通じた譲渡(措法37の11①②)	10% (所得税7%、住民税3%)
		上記以外の譲渡	20% (所得税15%、住民税5%)
	未公開株式など		26% (所得税20%、住民税6%)
長期(1年超)所有上場株式を譲渡した場合の譲渡所得暫定税率の特例の廃止(旧措法37の11②)及び公開株式に係る2分の1課税の特例の不適用廃止(措法37の10②)		平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間に左記の株式を譲渡した場合軽減税率が適用されていたが、優遇税率の適用により存在意義が消滅したことにより廃止される。また、同様に優遇税率の適用がある譲渡には、公開株式に係る2分の1課税の特例は適用されないこととされる。	
上場株式等の取得費の特例(措法37の11の2①) [みなし取得価額]		平成13年9月30日以前から所有していた上場株式等(同年10月1日に上場株式等であるものに限る)の取得費は、その上場株式等の平成13年10月1日における終値の80%に相当する金額とすることができる。 なお、適用は平成22年分までである。	
特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例(措法37の11の3①) 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例(措法37の11の4①) 確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得(措法37の11の5①)		特定口座内で譲渡した上場株式等の所得については、特定口座外における株式等に係る譲渡所得等と区分して計算されることとなり、特定口座での源泉徴収を選択した場合には、確定申告を不要とすることができる。	
同一銘柄で取得価額とみなし価額の適用が混在する場合		平成13年10月1日以後取得分は総平均法に準ずる方法により計算し、それ以外はみなし価額で計算する。	
価額の選択と更正の請求		価額の選択が確定申告を要件とするものでないことから、更正の請求によりその選択替えをすることができる。	
上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除(措法37の12の2①)		確定申告を要件として、上場株式等を譲渡したことにより生じた損失の金額のうち、その年に控除しきれなかった金額については、翌年以降3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除できる。	

第10回
誌上研修

(2/3)

特定口座への受入措置	取 得 日		～(H5.1/1)～(H13.9/30)～(H15.1/1)～(H15.12/31)～(H16.12/31)				
	特定口座を通じて取得		—		実際の取得価額		
	他の特定口座から移管		—		他の特定口座での実際の取得価額		
	その証券会社で取得し、取得時より保護預りを継続		実際の取得価額又はみなし取得価額	実際の取得価額		移管不能	
	その証券会社に平成13年9月末までに持込み、保護預りを継続		みなし取得価額		—	移管不能	
	その証券会社に平成13年10月以降に持込み、保護預りを継続		—		実際の取得価額 又は みなし取得価額	移管不能	
	自己が保有している上場株式[タンス株]		実際の取得価額 又は みなし取得価額				移管不能
	取得日及び取得価額の判定書類(銘柄単位)	取引報告書等で取得価額及び取得日が確認可能			実際の取得日及び実際の取得価額で受入可能		
		株券の写し等取得日が確認可能			実際の取得日及び確認された取得日における証券取引所等で公表された価額で受入可能		
		上記以外			平成13年9月30日取得及びみなし取得価額		
特定中小会社が発行した株式(特定投資株式)の取得に要した金額の控除等の特例(措法37の13①)[エンジェル税制]			平成15年4月1日以後に特定中小会社の株式を払込みにより取得した場合、その取得に要した金額を株式等に係る譲渡所得等の金額から控除できる。 払込年度分				
特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税(措法37の14の2①)			確定申告を要件として、平成13年11月30日から平成14年12月31日までの間に取得した上場株式等を平成17年から平成19年までの間に譲渡した場合、その取得対価の額が、1,000万円に達するまでのものに係る譲渡益は非課税とすることができる。				
措法37の11①②、同37の11の2①、同37の11の3①、同37の11の4①、同37の11の5①、同37の12の2①、同37の14の2①の適用のある上場株式等の種類			①取引所上場株式(取引所外国部株式を含む) ②上場新株予約権証券 ③上場新株予約権付社債(商法改正前の上場転換社債を含む) ④上場している外国の投資法人の投資口(カントリーファンド) ⑤店頭売買登録銘柄株式 ⑥店頭上場転換社債型新株予約権付社債 ⑦店頭管理銘柄株式 ⑧日銀出資証券 ⑨外国市場(米国NASDAQを含む)で売買されている①②の証券(会社型投信を含む) ⑩上場優先出資証券 ⑪上場株式投信の受益証券(ETF等) ⑫上場不動産投資法人の投資口(J-REIT) ⑬上場未公開株式等投資法人の投資口(ベンチャーファンド)				
源泉徴収口座に係る源泉徴収方式	年 分		平成15年		平成16年	平成20年～	
			1.1～3.31	4.1～12.31	～平成19年		
	税 率		15% (所得税15%)	7% (所得税7%)	10% (所得税7%、住民税3%)	20% (所得税15%、住民税5%)	
			方 法		月ごとの納付 (年間で7%になるように調整)		年間分一括納付方式
	特定口座年間取引報告書の提出	税務署長宛			提出不要		
		市町村長宛	提出 (住民税3%は、これをもとに賦課決定)		提出不要		

第10回
誌上研修
(3/3)

投資信託の受益証券の譲渡等

区 分			課 税 方 式	
証 券 投 資 信 託	公社債投資信託		譲渡	非課税(措法37の15①一)
			終了又は一部解約	非課税(措法37の15①二) 収益分配金は、利子所得課税(所法23)
	株式等証券投資信託	公募証券投資信託 (平成16年分より適用)	譲渡	株式と同様(措法37の15③五)
		私募証券投資信託	終了又は一部解約	証券業者等から支払われる金額(収益の分配金を除く)について、株式等に係る譲渡収入とみなす(措法37の10⑤) 収益分配金は、配当所得課税(所法24)
		特定株式投資信託(ETF)	譲渡	株式と同様(措法37の15③五)
証 券 投 資 信 託 以 外 の 投 資 信 託	公社債等運用投資信託		譲渡	非課税(措法37の15①一)
			終了又は一部解約	非課税(措法37の15①二) 収益分配金は、公募の場合は利子所得課税(所法23)、公募以外の場合は配当所得課税(所法24)
	非公社債等運用投資信託		譲渡	株式と同様(措法37の15③五)
			終了又は一部解約	証券業者等から支払われる金額(収益の分配金を除く)について、株式等に係る譲渡収入とみなす(措法37の10⑤) 収益分配金は、配当所得課税(所法24)
解約(償還)損の株式売却益との通算			確定申告を要件として、平成16年分より株式投資信託の解約(償還)損は、株式売却益と通算が可能となる。	

配当所得

	平成15年4月1日～ 平成15年12月31日	平成16年1月1日～ 平成20年3月31日	平成20年4月1日～
上場株式等の配当等	総 合 課 税		
ただし、大口株主(発行済株式総数の5%以上を所有する株主)を除く	10% (国税10%、住民税0%)	10% (国税7%、住民税3%)	20% (国税15%、住民税5%)
源泉分離選択課税制度(国税35%)(旧措法8の5)	制度廃止		
少額配当申告不要制度の適用上限額	上限なし		
上場株式等の配当等 (個人の大口株主)	総合課税		
未上場株式等の配当等	20% (国税20%、住民税0%)		
源泉分離選択課税制度(国税35%)(旧措法8の5)	制度廃止		
少額配当申告不要制度の適用上限額	従前どおり 1銘柄当たり1回5万円(年1回10万円)以下		

参考資料

財団法人大蔵財務協会、『改正税法のすべて(平成15年版)』

いつか会 研修レジュメ「新証券税制について」

日本証券業協会 リーフレット「個人投資家の皆様へ 証券税制がこんなに簡素有利になりました」

ほか

支部行事 告知板

<平成15年分 所得税確定申告における税務指導及び 相談の実施についての説明会>

日時 平成16年1月15日(木)
PM 2時からPM 4時

場所 ホテルサンルート関空

<資産税研修会及び 譲渡所得説明会のための打合せ会>

日時 平成16年1月26日(月)
PM 1時30分からPM 4時45分

場所 泉大津納税協会

<会員の異動>

平成16年1月15日現在 会員 109名

入 会

平成15年 8月27日 田中 俊英 先生
事務所：〒594-0081 和泉市葛の葉町459-8
TEL 0725-22-9888 FAX 0725-22-9888

平成15年10月16日 谷口 哲也 先生
事務所：〒594-0076 和泉市肥子町2-9-27-109
TEL 0725-43-2821 FAX 0725-43-2821

平成15年11月19日 原田 鎮郎 先生
事務所：〒594-0066 和泉市桑原町247-6
露口六彦事務所内
TEL 0725-45-0063 FAX 0725-44-1832

平成15年12月17日 内海 寛 先生
事務所：〒594-0003 和泉市太町960-18
TEL 0725-45-4868 FAX 0725-45-4868



ご逝去

平成16年1月4日 白木 亨 先生

新会員自己紹介



田中 俊英 昭和41年10月8日生(登録番号: 97910)

この8月に皆様方の末席に加えていただくことになりました。
まだまだ若輩者でございますが、税理士として自覚と責任を持って
行動し、少しでも社会に貢献できるよう努力していく所存でございます。
今後共、ご指導、ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

父が所長をしている田中英二税理士事務所
を経て登録と同時に開業。
家族構成：妻と子供が二人(一男一女)
趣味：スポーツ観戦、旅行

原稿募集!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧いただけます。
ホームページアドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>
広報委員会では常時、この掲載記事を募集しています。
書式は、字数 1680字(1行24字×70行)以内で、できるだけ、
テキスト・ファイル形式でメールにて送信ください。もしくは、原稿
用紙1行24字×70行以内でも結構です。



仕事・随想・趣味などテーマは問いません。

お問い合わせは、広報委員会 原 正人まで。
TEL 0725-23-5558 FAX 0725-23-5585
e-mail hara-kaikei@mjs.ocn.ne.jp

編集後記



寒い日が続く今日この頃です
が、皆様いかがお過ごしでしょ
うか。
支部だより夏号を発刊してから
今日に至るまでも、研修や商工
祭りなどでの支部会員先生方の
意欲的なご活動を垣間見て驚きと感謝の日々で
した。
この支部だよりが、会員先生方との益々有意義
な情報共有の場となれますよう、今後ともご愛
読、またご参加の程よろしくお願いいたします。

山口 秀美